

付 議 予 定 追 加 案 件 一 覧 表

- 1 議案第104号 市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第105号 行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第104号

市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和7年12月12日提出

行橋市長 工 藤 政 宏

市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（昭和29年行橋市条例第9号）

の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、

第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（期末手当の内扱）

2 第1条の規定による改正後の市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（以下

「給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第105号

行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和7年12月12日提出

行橋市長 工藤政宏

行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年行橋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（期末手当の内扱）

2 第1条の規定による改正後の行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。